宮 城 県 公 報

令和８年 11 月６日（金）
定期第 744 号

目 次

規則

○　行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）

告示

○　知事指定薬物の指定の失効（薬務課）

○　遊漁規則の変更認可（水産業振興課）

○　地域森林計画変更案の関係書類の縦覧（２件）（林業振興課）

○　保安林の指定施業要件の変更の予定（５件）（森林整備課）

公告

○　農地を利用する権利の設定の裁定申請（３件）（農業振興課）

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁施設整備課）

教育委員会

○　宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則（教育庁高校教育創造室）

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

宮城県規則第　70　号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（農業・園芸総合研究所） 第72条　［略］ ２　［略］ ３　農業・園芸総合研究所に総務部、企画調整部、情報経営部、施設園芸部、露地園芸部及び園芸環境部を置く。 ４　［略］ 総務部　［略］ 企画調整部 (1)～(3)　［略］ (4)～(6)　［略］ 情報経営部 (1)・(2)　［略］ 施設園芸部 (1)　園芸作物（施設園芸作物に限る。）の栽培に関すること。 (2)　園芸作物（施設園芸作物に限る。）の新品種の育成に関すること。 (3)　園芸作物（施設園芸作物に限る。）の施設生産技術に関する	（農業・園芸総合研究所） 第72条　［略］ ２　［略］ ３　農業・園芸総合研究所に総務部、企画調整部、情報経営部、野菜部、花き・果樹部及び園芸環境部を置く。 ４　［略］ 総務部　［略］ 企画調整部 (1)～(3)　［略］ (4)　先進的園芸経営体の育成に関する総合的な企画及び調整に関すること（試験研究及び奨励指導に係るものに限る。）。 (5)～(7)　［略］ 情報経営部 (1)　農業気象及び農業災害に関すること。 (2)・(3)　［略］ (4)　農作物の機能性評価及び多面的利用に関すること。 野菜部 (1)　園芸作物（花き・果樹を除く。）の栽培に関すること。 (2)　園芸作物（花き・果樹を除く。）の新品種の育成に関すること。 (3)　園芸作物（花き・果樹を除く。）の施設生産技術に関するこ

こと。	と。
(4)　園芸作物（施設園芸作物に限る。）に係る機械化その他の省力化に関すること。	(4)　園芸作物に係る機械化その他の省力化に関すること。
(5)　園芸原種苗（施設園芸作物に限る。）の生産に関すること。	(5)　園芸原種苗（花き・果樹を除く。）の生産に関すること。
(6)　有用遺伝資源（施設園芸作物に限る。）の収集保存及び利用に関すること。	(6)　有用遺伝資源の収集保存及び利用に関すること。
露地園芸部	花き・果樹部
(1)　園芸作物（施設園芸作物を除く。）の栽培に関すること。	(1)　園芸作物（花き・果樹に限る。）の栽培に関すること。
(2)　園芸作物（施設園芸作物を除く。）の新品種の育成に関すること。	(2)　園芸作物（花き・果樹に限る。）の新品種の育成に関すること。
(3)　園芸作物（施設園芸作物を除く。）の生産技術に関すること。	(3)　園芸作物（花き・果樹に限る。）の施設生産技術に関すること。
(4)　園芸作物（施設園芸作物を除く。）に係る機械化その他の省力化に関すること。	
(5)　園芸原種苗（施設園芸作物を除く。）の生産に関すること。	(4)　園芸原種苗（花き・果樹に限る。）の生産に関すること。
(6)　有用遺伝資源（施設園芸作物を除く。）の収集保存及び利用に関すること。	
園芸環境部　［略］	園芸環境部　［略］
5　［略］	5　［略］

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の行政組織規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。

宮城県告示第726号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第１項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　失効する知事指定薬物の名称

（1）（１αH，５αH）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類

（通称名：　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）

（2）Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名：５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

２　失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第２条第５号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

３　指定の効力が失われる日

令和８年11月６日

宮城県告示第 727 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第３項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

名称　本吉町淡水漁業協同組合

住所　気仙沼市本吉町狩猟 144 番地

免許番号　内共第２号

２　遊漁規則の変更内容

・第７条第１項の表を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣（但し篭釣除く）	１日 1,500 円、年 6,000 円
いわな	同	同
うぐい	同	同
こい	同	同
ふな	同	同
やまめ	同	同

・第７条第２項の（２）、（３）の遊漁料納付先を次のように改める。

（２）本吉町高岡地内　笹谷商店

（３）本吉町馬籠町地内　千葉覚商店

３　変更後の遊漁規則の施行日

令和９年１月１日

宮城県告示第 728 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

２　縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

３　縦覧期間

令和８年 11 月６日から令和８年 12 月１日まで

宮城県告示第 729 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

２　縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む。）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む。）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

３　縦覧期間

令和８年 11 月６日から令和８年 12 月１日まで

宮城県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択抜による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月６日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

水源の涵養

⑶　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択抜による。

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

２⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

⑶　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第 38 条第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 21 番４	田	1,026
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 22 番	田	3,095
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 23 番１	田	2,593
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 23 番２	田	400
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 77 番	田	3,068
宮城県大崎市岩出山下一栗字新中の町 78 番	田	3,078

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第 41 条第２項において読み替えて準用する同法第 39 条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月 31 日	10 年	954,000 円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

（１）意見書の提出期限

令和８年 11 月 24 日

（２）意見書の提出先

宮城県農政部農業振興課

〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号

（３）意見書の記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第 38 条第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宮城県大崎市田尻蕪栗字行沢浦 82 番	田	1,003
宮城県大崎市田尻蕪栗字行沢浦 83 番	田	3,094
宮城県大崎市田尻蕪栗字行沢浦 84 番	田	1,780
宮城県大崎市田尻蕪栗字行沢浦 85 番	田	928
宮城県大崎市田尻蕪栗字行沢浦 86 番	田	2,206
宮城県大崎市田尻蕪栗字舞岳下 13 番	田	235

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第 41 条第２項において読み替えて準用する同法第 39 条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月 31 日	10 年	804,000 円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

（１）意見書の提出期限

令和８年 11 月 24 日

（２）意見書の提出先

宮城県農政部農業振興課

〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号

（３）意見書の記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第 38 条第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宮城県東松島市牛網字新中村松 155 番	田	4,961
宮城県東松島市牛網字新中村松 156 番	田	2,277
宮城県東松島市牛網字新中村松 166 番	田	666
宮城県東松島市牛網字新中村松 167 番	田	5,889

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第 41 条第２項において読み替えて準用する同法第 39 条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年２月１日	10 年	1,448,000 円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

（１）意見書の提出期限

令和８年 11 月 24 日

（２）意見書の提出先

宮城県農政部農業振興課

〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号

（３）意見書の記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和８年11月６日

宮城県知事　村　　井　　嘉　　浩

1　落札に係る物品又は役務の名称及び数量

古川高等学校仮設校舎賃貸借　一式

2　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

教育庁施設整備課　仙台市青葉区本町三丁目８番１号

3　落札者を決定した日

令和８年10月26日

4　落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

日成ビルド工業株式会社仙台支店　仙台市宮城野区高砂一丁目24番地４号

5　落札金額

1,065,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和８年９月８日

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月６日

宮　城　県　教　育　委　員　会

宮城県教育委員会規則第12号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

別表第１（第１条関係）

１　学年制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女の別	収容定員		
				第１学年	第２学年	第３学年
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県宮城広瀬高等学校	普通科	３年	男女	—	240	240
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県工業高等学校	機械科	３年	男女	80	80	80
	電子機械科	３年	男女	40	40	40
	電気科	３年	男女	40	80	80
	情報技術科	３年	男女	40	40	40
	化学工業科	３年	男女	40	40	40
	インテリア科	３年	男女	40	40	40
宮城県石巻高等学校	普通科	３年	男女	200	240	240
宮城県水産高等学校	—	—	—	—	—	—
	船舶運航科	３年	男女	40	40	40
	生物環境科	３年	男女	40	40	40
	食品科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

改　正　前

別表第１（第１条関係）

１　学年制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女の別	収容定員		
				第１学年	第２学年	第３学年
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県宮城広瀬高等学校	普通科	３年	男女	240	240	240
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県工業高等学校	機械科	３年	男女	80	80	80
	電子機械科	３年	男女	40	40	40
	電気科	３年	男女	80	80	80
	情報技術科	３年	男女	40	40	40
	化学工業科	３年	男女	40	40	40
	インテリア科	３年	男女	40	40	40
宮城県石巻高等学校	普通科	３年	男女	240	240	240
宮城県水産高等学校	海洋総合科	３年	男女	—	—	160
	船舶運航科	３年	男女	40	40	—
	生物環境科	３年	男女	40	40	—
	食品科	３年	男女	40	40	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

宮城県塩釜高等学校	普通科	３年	男女	200	200	240
	ビジネス科	３年	男女	80	80	80
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県白石高等学校	看護科	３年	男女	40	40	40
蔵王キャンパス	普通科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県築館高等学校	普通科	３年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県松山高等学校	普通科	３年	男女	―	40	40
	家政科	３年	男女	―	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	３年	男女	―	80	80
宮城県富谷高等学校	普通科	３年	男女	240	240	240
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県亘理高等学校	普通科	３年	男女	80	80	80
	食品科学科	３年	男女	40	40	40
	―	―	―	―	―	―
	家政科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

宮城県塩釜高等学校	普通科	３年	男女	200	240	240
	ビジネス科	３年	男女	80	80	80
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県白石高等学校	看護科	３年	男女	40	40	40
蔵王キャンパス	普通科	３年	男女	40	40	―
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県築館高等学校	普通科	３年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	３年	男女	40	40	―
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県一迫商業高等学校	流通経済科	３年	男女	―	―	40
	情報処理科	３年	男女	―	―	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県松山高等学校	普通科	３年	男女	40	40	40
	家政科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	３年	男女	80	80	80
宮城県富谷高等学校	普通科	３年	男女	240	240	280
宮城県蔵王高等学校	普通科	３年	男女	―	―	80
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県亘理高等学校	普通科	３年	男女	80	80	80
	食品科学科	３年	男女	40	40	40
	商業科	３年	男女	―	―	―
	家政科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

宮城県中新田高等学校	普通科	３年	男女	—	120	120
	未来創造科	３年	男女	120	—	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県南郷高等学校	産業技術科	３年	男女	—	40	40
	普通科	３年	男女	—	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

２　単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女の別	各年次収容定員		
				第１年次	第２年次	第３年次
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県広瀬ideal高等学校	普通科	３年	男女	200	—	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県迫桜高等学校	総合学科	３年	男女	160	160	160
宮城県大崎創成高等学校	アグリ・フード・ビジネス科	３年	男女	160	—	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

宮城県中新田高等学校	普通科	３年	男女	120	120	120
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県南郷高等学校	産業技術科	３年	男女	40	40	40
	普通科	３年	男女	40	40	40
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

２　単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女の別	各年次収容定員		
				第１年次	第２年次	第３年次
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
宮城県迫桜高等学校	総合学科	３年	男女	160	160	200
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。